

第2章〈応用編〉 2. 優先的検討段階における収益化の検討方法③

コンセッション事業

- ・利用料金の徴収を行う公共施設等について、公共施設等の管理者等が対象施設の所有権を有したまま、対象施設の運営等を行う権利を民間事業者を設定するもの。
- ・民間事業者の経営原理を導入することで、事業運営・事業実施が効率化され、顧客ニーズを踏まえた公共サービスの向上が期待される。

コンセッション事業の類型

	① 独立採算型コンセッション	② 混合型コンセッション
類型イメージ	<p>The diagram shows a flow from 'Public Facility Users' at the bottom to 'Public Facility Operator' in the middle, and 'Public (Manager)' at the top. A double-headed arrow between the operator and manager is labeled 'Public Facility Operation Implementation Contract'. A red arrow labeled 'Operational Value' points from the operator to the manager. Below the operator, 'Service Provision' points down to users, and 'User Fee Income' points up from users to the operator.</p>	<p>The diagram is similar to the independent type but includes a red arrow labeled 'Public Burden' pointing from the manager to the operator. A dashed blue arrow labeled '(Operational Value)' points from the operator to the manager.</p>
類型概要	公共施設等運営権に係る運営等の費用について、公共側が一切費用の負担を行わず、民間事業者が利用料金収入によって運営を図る類型	公共施設等運営権に係る運営等の費用について、公共側も一部費用を負担するとともに民間事業者が利用料金収入によって運営を図る類型
事例	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台空港特定運営事業等 ・関西国際空港及び大阪国際空港特定運営事業等 ・愛知有料道路運営等事業 ・みなとみらい21中央地区20街区MICE施設運営事業等 	<ul style="list-style-type: none"> ・但馬空港特定運営事業等 ・浜松下水道浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 ・国立女性教育会館公共施設等運営事業 <p>(公共施設等運営権に係る運営等については独立採算により行っているものの、公共施設等の維持管理について、別途委託費等を公共側が支出している事例)</p>

第2章〈応用編〉 2. 優先的検討段階における収益化の検討方法④

コンセッション事業の検討プロセス

I 事業の発案

○公共施設等運営権制度の活用可否(利用料金収入の発生有無)の確認

II 簡易な検討

○事例等を踏まえ、公共施設部分における費用総額の比較を行う
(簡易な検討の計算表の活用)

※資本的支出(更新投資)を伴う費用は想定が困難であるため、簡易な検討段階では必ずしも実施する必要はない。

○民間事業者との官民対話を通じたコンセッション事業の適性の確認

○簡易評価シートの作成(公共施設)
○民間事業者へのサウンディング
コンセッション事業の適性の確認、収益性を高める工夫等についての意見交換

コンセッション事業の検討のポイント

- 民間事業者が長期運営することによる効果が見込めるか
- 民間事業者に投資を任せることによる効果が見込めるか
- 民間事業者による利用料金設定により収益が見込めるか
- 民間収益事業との一体運営が見込めるか

III 詳細な検討

○市場調査等を実施して、詳細に費用総額の比較を行うなど、コンセッション事業の実施可否を評価する

※資本的支出(更新投資)を伴う費用の想定も併せて実施

○導入可能性調査において市場調査(マーケットサウンディング等の官民対話)を実施

(必要に応じて)デューデリジェンス

○コンセッション方式活用に際して、デューデリジェンスが必要となる場合がある(別途予算が発生)

IV 事業の実施

第2章〈応用編〉3. 庁内体制の構築について①

先進地方公共団体の庁内体制についてヒアリング調査を実施し、事例集として掲載

- ヒアリング調査に当たっては、以下の考え方で対象地方公共団体を選定。
 - ・PPP/PFIの活用指針等を策定し、庁内推進体制を有している地方公共団体
 - ・継続的にPPP/PFI事業を実施している地方公共団体
 - ・人口20万人前後の規模の地方公共団体を中心に選定
- PPP/PFIを活用することで、10年間利用されていなかった町有地(10.7ha)の問題と行政課題を解決した岩手県紫波町でのPPP/PFI推進体制も参考事例として掲載。

事例掲載地方公共団体一覧

地方公共団体名	人口規模	PPP/PFIの実施経験 事業名(実施方針公表年度)
さいたま市(埼玉県)	128万人	(仮称)プラザノース整備事業(H16年度)、大宮区役所新庁舎整備事業(H27年度)等 4事業
木更津市(千葉県)	13万人	木更津第一小学校改築及び(仮称)木更津市学校給食センター整備事業(H18年度)
豊橋市(愛知県)	37万人	豊橋市芸術文化交流施設整備等事業(H20年度)、豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業(H25年度)等 5事業
岡崎市(愛知県)	38万人	(仮称)岡崎げんき館整備運営事業(H16年度)、こども発達センター等整備運営事業(H25年度)等 4事業
枚方市(大阪府)	41万人	枚方市学習環境整備PFI事業(H19年度)
川西市(兵庫県)	16万人	川西市中央北区地区PFI事業(H24年度)、川西市市民体育館等整備に伴うPFI事業(H25年度)等 5事業
(参考)紫波町(岩手県)	3万人	紫波町交流促進センター整備事業(H21年度)、紫波中央駅前町有地活用事業(H24年度)等 4事業

第2章〈応用編〉 3. 庁内体制の構築について②

確認できた特徴的なポイント

(1) 検討プロセスについて

- ・事業発案から事業実施の方針決定までの調整・検討プロセスを策定し、庁内に周知
- ・PPP/PFI検討プロセスの中に予算確保の仕組みを含めることで、手続きの簡素化

(2) 部局の役割について

- ・検討プロセスに応じた関係部局の役割を明確化しており、権限等も明らかにしている
- ・資産管理部局との連携により、事前に対象事業を把握し早期の検討を促す

(3) PPP/PFI推進部局によるサポート体制について

- ・事業の発案から事業の実施までのサポート役として、PPP/PFIに関する情報提供や、庁内方針決定に至るプロセスの支援を実施しており、庁内組織として定着化している
- ・様々な分野の事業検討への関与により、PPP/PFIの経験や情報を蓄積しており、全庁的に網羅的に事業推進が可能となっている
- ・PPP/PFIの推進だけの専門部署ではなく、行政改革やファシリティマネジメント等と併せて体制を構築している

(4) その他の特徴的な点について

- ・PPP/PFI事業のノウハウの蓄積をいかすべく、導入可能性調査(詳細な検討)まで推進部局で実施
- ・検討プロセスの試行錯誤を踏まえた検討プロセスの見直し(PDCAサイクルの徹底)

第2章〈応用編〉 3. 庁内体制の構築について③

PPP/PFI事業の実施プロセスにおける第三者評価の仕組み

